

○厚生労働省告示第六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関について、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）第九条第一項の規定により、試験検査の業務の全部を廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

令和元年五月二十一日

厚生労働大臣 根本 匠

登録 番号	九四	氏名又は名称	一般財団法人日本食品分析センター	住所	東京都渋谷区元代々木町五十二番一号	試験検査を行う 事業所の所在地	大阪府吹田市豊津町三番一号	試験検査の 区分	理化学試験	廃止の日	平成三十一年四月一日
----------	----	--------	------------------	----	-------------------	--------------------	---------------	-------------	-------	------	------------